

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【公表番号】特表2008-526893(P2008-526893A)

【公表日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-550575(P2007-550575)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/28 (2006.01)

A 6 1 K 9/72 (2006.01)

A 6 1 K 9/14 (2006.01)

A 6 1 K 47/22 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/26

A 6 1 K 9/72

A 6 1 K 9/14

A 6 1 K 47/22

A 6 1 P 3/10

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月9日(2009.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ジケトピペラジンとインスリンを含有する吸入可能な医薬組成物であって、少なくとも4週にわたって、その日の主たるまたは実質的な各食事において患者の肺に投与され、前記吸入されたインスリンが前記患者の肺から6時間未満で除去される、前記吸入可能な医薬組成物。

【請求項2】

乾燥粉末である、請求項1に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項3】

ジケトピペラジンと複合体形成されたインスリンを含有する、請求項1に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項4】

前記ジケトピペラジンがフマリルジケトピペラジンである、請求項3に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項5】

前記吸入されたインスリンが、およそ3時間未満で前記患者の肺から除去される、請求項1に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項6】

前記患者の肺機能が、前記吸入可能なインスリン組成物の延長された使用によって抑制されない、請求項1に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項7】

前記患者の肺機能が、前記吸入可能な医薬組成物の延長された使用によって、吸入され

た医薬組成物を受けていない同一の患者と比較して抑制されない、請求項 1 に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項 8】

ジケトピペラジンとインスリンを含有する吸入可能な医薬組成物であって、少なくとも 4 週にわたって、その日の主たるまたは実質的な各食事においてそれを必要としている患者に投与され、ここで、前記吸入可能な医薬組成物の延長された使用は肺機能を障害しない、

前記吸入可能な医薬組成物。

【請求項 9】

前記肺機能が強制呼気量である、請求項 8 に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項 10】

前記肺機能が単回呼吸一酸化炭素容量である、請求項 8 に記載の吸入可能な医薬組成物。

【請求項 11】

前記肺機能が努力肺活量である、請求項 8 に記載の吸入可能な医薬組成物。